

三重県スキー連盟理事・監事候補者選出規程

平成 9年11月16日	規程制定
平成10年 3月10日	施行
平成14年10月10日	改定
平成17年10月28日	改定

(選考委員)

第1条 本連盟理事・監事候補者の選出はこの規程に基づき、理事・監事候補者選考委員会を設けて行う。

- 2 理事・監事候補者選考委員会は、本連盟の業務と規約に精通し、本連盟規約の目的にそった候補者を選考しなければならない。

(構成)

第2条 理事・監事候補者選考委員会は、改選をおこなう評議員会の開催日より3ヶ月以前に設置し、その構成は次による。

会長1名、理事長1名、本部長3名 ブロック選出理事4名、代表監事1名

- 2 理事・監事候補者選考委員会は、互選で委員長を選任する。
- 3 委員長は理事・監事候補者選考委員会を統括し、本規程に基づき理事・監事候補者を選考し、評議員会に報告する。

(候補者)

第3条 理事・監事候補者選考委員会は、専門本部、専門部の意見を集約し、理事・監事候補者に次の者を含むものとする。

- (1) 専門本部長候補者 3名
- (2) 専門部長候補者 7名
- (3) 高体連専門部長 1名
- (4) 会長推薦者 若干名
- (5) 立候補者

- 2 理事・監事候補者選考委員会は、各ブロックの評議員に諮り、ブロック理事候補者4名を選考する。

- 3 立候補者は、会計年度末までに理事・監事候補者選考委員会所定の用紙により届け出るものとする。

(ブロック)

第4条 ブロック理事を選出するブロックは、加盟団体の所在地とし、次による。

- (1) 第1ブロック いなべ市、員弁郡、桑名市、桑名郡
- (2) 第2ブロック 四日市市、三重郡
- (3) 第3ブロック 鈴鹿市、亀山市、名張市、伊賀市
- (4) 第4ブロック 津市、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、他郡

(公表)

第5条 理事・監事候補者選考委員会は、選考の結果を書面に記し、評議員会の召集に明示しなければならない。

- 2 理事・監事候補者選考委員長は、評議員会の求めに応じ、選考の過程を説明しなければならない。